



「平成31年度税制改正に関する要望」建議について

【お問合せ先】大阪商工会議所 経済産業部

経済担当（松村・西田）

TEL：06-6944-6304

【概要】

- 大阪商工会議所は、本日開催の常議員会において「平成31年度税制改正に関する要望」を決議し、本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部などへ建議した。本要望は、会員企業へのアンケート調査などを基に、本会議所の税制委員会（委員長＝北修爾・阪和興業株名誉会長）で取りまとめたもの。
- 要望のポイントは、「生産性向上支援」と、「事業承継や人手不足対応」など中小企業の事業基盤強化。
- 具体的には、今年度末で期限が切れる「中小企業向け設備投資減税」の延長・拡充をはじめ、キャッシュレス化対応端末の決済額に応じて法人税の税額控除を認める「キャッシュレス化促進税制（仮称）」の創設、IT化など中小企業の省人化投資について税負担を軽減する「中小企業の省人化投資促進税制（仮称）」の創設などを求めている。
- 他方、今年度税制改正で創設された「新事業承継税制」の利用促進のため、制度の周知徹底をはじめ、事業承継5年経過後の相続税の納税免除など、さらなる改善も要望している。
- その他の要望項目としては、来年10月に控える消費税率10%への対応支援（価格転嫁対策、軽減税率導入に向けた対応支援など）や、「研究開発税制（中小企業者等は中小企業技術基盤強化税制）」の延長・拡充（制度の簡素化など）、大阪・関西万博開催関連の寄附金を指定寄附金として全額損金算入可能とすること、災害に備え企業が実施する事業所・工場などの改修や移転に伴う税負担を軽減する「防災対策促進税制（仮称）」の創設などを盛り込んだ。
- 要望項目は、全48項目（うち新規要望：12項目）。

【特徴的な要望項目】

I. わが国経済の成長基盤の強化

◆中小企業の生産性向上支援（本文1～2ページ）

- 中小企業向け設備投資減税（「中小企業投資促進税制」、「商業・サービス業等活性化税制」、「中小企業経営強化税制」）の延長・拡充を求めた。具体的には、手続きの簡素化をはじめ、最低価格要件（現行：機械装置160万円以上）引き下げ、対象設備の拡大（中古機械、中小企業が人材確保のために実施する働き方改革に資する建物改修など）、制度の周知徹底などを要望。
- 社会、経済両面の生産性向上に資する「キャッシュレス化」の促進策として、QRコード決済など、キャッシュレス化対応端末を新たに導入した企業、店舗に対し、その決済額に応じて法人税の税額控除を認める「キャッシュレス化促進税制（仮称）」の創設を提案。



◆わが国の成長を支える研究開発の促進（本文2～3ページ）

- 研究開発税制（中小企業者等は中小企業技術基盤強化税制）の延長・拡充を求めた。具体的には、複雑な現行制度やオープンイノベーション型の監査手続きの簡素化をはじめ、所得の変動が大きい中小企業が経営環境悪化時にも継続して研究開発に挑戦できるよう繰越控除制度を復活させた上で、繰越控除制度の無期限化、一人が研究開発と他の業務を兼任することが多い中小企業が活用しやすいよう「専ら」要件※の緩和、デザイン考案に係る費用の対象化などを盛り込んだ。

※研究開発税制の人件費について、「専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」との要件

II. 事業承継や人手不足への対応など、企業の事業基盤の強化

◆中小企業の円滑な事業引き継ぎ支援（本文3～5ページ）

- 今年度税制改正で創設された事業承継税制の特例措置（新事業承継税制）を利用するには、2023年3月31日までに特例承継計画を提出する必要があることから、制度の周知徹底を求めている。また、さらなる改善のために残された課題への対応として、事業承継5年経過後の相続税の納税免除をはじめ、新事業承継税制創設前にすでに贈与税の納税猶予の認定を受けている中で相続が発生した場合に新事業承継税制への切り替えを認めること、外国会社株式や信託を活用した株式を納税猶予対象とすること、提出書類の簡素化などを要望している。
- また、株式集約化に向けた税制措置の拡充、「みなし大企業」（同一大企業の出資比率が2分の1以上の中小企業など）への中小企業関連税制の適用拡大、個人事業主の事業承継支援措置の創設なども要望。

◆人手不足への対応強化（本文5～6ページ）

- IOTやロボットなど先端技術の導入、IT化、キャッシュレス化など、中小企業の省人化投資について、少額投資（30万円以上）から税負担を軽減する「中小企業の省人化投資促進税制（仮称）」の創設や、今年度末で期限が切れる企業主導型保育所の設置促進措置（固定資産税、都市計画税、事業所税）の延長・拡充などを要望。

III. 2019年10月の消費増税への対応

- 価格転嫁対策をはじめ、軽減税率導入による線引きを巡る混乱回避や中小企業等の事務負担の軽減等を図ることが重要であり、その対応に万全を期すべき。
- 駆け込み需要・反動減の平準化対策を講じる際は、中小企業等の円滑な価格転嫁が大前提。

◆消費税の円滑な価格転嫁（本文6ページ）

- 価格転嫁が容易になるよう、外税（税抜）表示を恒久化すべき
- 消費税転嫁対策特別措置法などを通じ、中小企業等の万全の価格転嫁対策を講じるべき

◆軽減税率・インボイス制度の見直し（本文6ページ）

- 事業者・消費者双方に対する政府一丸となった大々的な広報と制度の周知など、軽減税率導入に向けた支援を強化すべき
- インボイス制度は、中小企業等の事務負担軽減の観点から、見直しを図るべき



◆二重課税の見直し（本文 7 ページ）

- 石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）、印紙税、自動車取得税などと消費税の二重課税解消、とりわけ印紙税の早急な廃止
- 官公需に係る契約書の電子化など、政府を挙げた電子契約推進

IV. 地域の成長の核となる中小企業等の活力増進

◆中小企業者等の法人税率の特例の延長（本文 7 ページ）

- 中小企業の賃上げや設備投資など前向きな活動を支援するため、中小企業者等の法人税率の特例（15.0%）は延長すべき

◆商店街振興組合の基盤強化への支援（本文 9 ページ）

- 環境整備事業のための積立金を留保金課税対象外とすべき

◆外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し（本文 9 ページ）

- 米国で連邦法人税率が引き下げられたことを踏まえた見直しを図るべき

◆寄附金の損金算入限度額の拡大（本文 10 ページ）

- 大阪・関西万博開催関連の寄附金を指定寄附金として全額損金算入可能とすべき

◆防災対策促進税制（仮称）の創設（本文 10 ページ）

- 大規模な自然災害が多発する中、企業の自発的な防災・減災対策を支援するため、地震や津波、豪雨などに備え企業が実施する事業所・工場などの改修や移転に伴う負担を軽減する、「防災対策促進税制（仮称）」の創設を要望。

以 上

<添付資料>

資料 1 : 「平成 31 年度税制改正に関する要望」(フレーム)

資料 2 : 「平成 31 年度税制改正に関する要望」(本文)

平成31年度税制改正に関する要望 フレーム

基本認識

○政府の目指す経済の好循環の実現には、IT化をはじめとする設備投資など企業の前向きな取り組みや、円滑な事業承継など、地域の成長の核となる中小企業等の事業基盤の強化を後押しすることが不可欠。また、中長期的にも中小企業等の人手不足が見込まれる中、人手不足対策の決め手は「生産性の向上」にあり、中小企業向け設備投資減税の拡充や省人化投資促進税制の創設など、税制面からも中小企業等の生産性向上を支援することが肝要。

○さらに、2019年10月の消費税率10%への引き上げを控え、価格転嫁対策や軽減税率導入に向けた対応支援に万全を期すべき。

＜要望項目数：全48項目、新規要望項目（★印）：12項目＞

Ⅰ. わが国経済の成長基盤の強化	Ⅱ. 事業承継や人手不足への対応など、企業の事業基盤の強化	Ⅲ. 2019年10月の消費増税への対応
<p>1. 中小企業の生産性向上支援</p> <p>(1) 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 「中小企業投資促進税制」、「商業・サービス業等活性化税制」、「中小企業経営強化税制」の延長・拡充、手続きの簡素化 <p>① 適用要件の引き下げ・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低価格要件（現行：機械装置160万円以上）引き下げ 対象設備の拡大（中古機械、中小企業が人材確保のために実施する働き方改革に資する建物改修など） <p>② 上乗せ措置の拡大（中小企業経営強化税制の税額控除率引き上げ）</p> <p>③ 制度の周知徹底 ★</p> <p>(2) キャッシュレス化促進税制（仮称）の創設 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> QRコード決済など、キャッシュレス化対応端末を新たに導入した企業、店舗に対し、その決済額に応じて法人税の税額控除 <p>(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止</p> <p>2. わが国の成長を支える研究開発の促進</p> <p>(1) 研究開発税制（中小企業等は中小企業技術基盤強化税制）の延長・拡充</p> <p>① 制度・手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度やオープンイノベーション型の手続き簡素化 <p>② 繰越控除の無期限化・税額控除限度額の撤廃</p> <p>③ 「専ら」要件について</p> <ul style="list-style-type: none"> 従事期間の緩和、兼任者について「専ら」要件を満たす事例周知 <p>④ デザイン考案に係る費用の対象化 ★</p> <p>(2) 日本版パテントボックス税制の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社開発特許に関わる使用料収入や譲渡益、国内で生産する当該特許を組み込んだ製品から生じる収益に対する軽減税率の適用 	<p>1. 中小企業の円滑な事業引き継ぎ支援</p> <p>(1) 事業承継税制の特例措置（新事業承継税制）の周知・改善</p> <p>① 新事業承継税制の周知徹底 ★</p> <p>② 事業承継5年経過後の相続税の納税免除</p> <p>③ 新事業承継税制への切り替え（贈与税の納税猶予認定時に相続が発生した場合）★</p> <p>④ 納税猶予対象株式の拡大（外国会社株式・信託を活用した株式）</p> <p>⑤ 提出書類の簡素化 ★</p> <p>(2) 株式集約化に向けた税制措置の拡充 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 同族株主に対し、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認める 同族株主判定の範囲（現行：6親等内の血族、3親等内の姻族）の縮小 <p>(3) M&A促進措置の拡充と「みなし大企業」への中小税制の適用拡大 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式・事業の譲渡益に係る税負担の軽減、のれん代の特別償却 みなし大企業（同一大企業の出資比率2分の1以上の中小企業等）への中小税制適用拡大 <p>(4) 個人事業主の事業承継支援措置の創設 ★</p> <p>(5) 第二創業の促進 ★</p> <p>(6) 企業再編の促進</p> <p>① 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化</p> <p>② 適格合併の適用要件緩和</p> <p>2. 人手不足への対応強化</p> <p>(1) 中小企業の省人化投資促進税制（仮称）の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の省人化投資に対する法人税軽減措置の創設 手続きの簡素化、全業種について少額投資（30万円以上）から適用対象化 <p>(2) 企業主導型保育所の設置促進措置の延長・拡充</p> <p>(3) 納税負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 国（e-Tax）と地方（eLTAX）の電子申告・納税のワンストップ化など 	<p>○価格転嫁対策をはじめ、軽減税率導入による線引きを巡る混乱回避や中小企業等の事務負担の軽減等を図ることが重要であり、その対応に万全を期すべき。</p> <p>○駆け込み需要・反動減の平準化対策を講じる際は、中小企業等の円滑な価格転嫁が大前提。</p> <p>1. 消費税の円滑な価格転嫁</p> <ul style="list-style-type: none"> 価格転嫁が容易になるよう、外税表示を恒久化すべき 消費税転嫁対策特別措置法などを通じ、中小企業等の万全の価格転嫁対策を講じるべき <p>2. 軽減税率・インボイス制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者・消費者双方に対する政府一丸となった大々的な広報と制度の周知など、軽減税率導入に向けた支援を強化すべき インボイス制度は、中小企業等の事務負担軽減の観点から、見直しを図るべき <p>3. 二重課税の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）、印紙税、自動車取得税などと消費税の二重課税解消 とりわけ印紙税の早急な廃止 官公需に係る契約書の電子化など、政府を挙げた電子契約推進 <p>4. 不動産流通課税の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税との多重課税である不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料程度への引き下げなど、不動産流通課税の抜本的な見直し 少なくとも、土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置（1.5%）の延長
<p>Ⅳ. 地域の成長の核となる中小企業等の活力増進</p>	<p>Ⅴ. 大阪府・大阪市への要望</p>	
<p>1. 中小企業者等の法人税率の特例（15%）の延長</p> <p>2. 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長</p> <p>3. 中小法人（資本金1億円以下）の定義拡大</p> <p>4. 中堅企業の成長促進</p> <p>(1) 地域未来投資促進税制の延長・拡充</p> <p>(2) 中堅企業（資本金10億円以下）への中小税制の適用拡大</p> <p>5. 中小法人に対する課税強化反対</p> <ul style="list-style-type: none"> 外形標準課税の中小法人への適用拡大などに強く反対 	<p>6. 創業・起業支援</p> <p>(1) 法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の拡充</p> <p>(2) エンジェル税制の拡充</p> <p>7. 事業所税の廃止</p> <p>8. 空き地・空き店舗利活用促進税制（仮称）の創設</p> <p>9. 商店街振興組合の基盤強化への支援 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境整備事業のための積立金を留保金課税対象外とすべき <p>10. 海外展開支援</p> <p>(1) 外国子会社合算税制（タックスハイブンプン対策税制）の見直し</p> <p>(2) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充</p> <p>(3) 海外展開損失準備金制度（仮称）の創設</p> <p>11. 地球温暖化対策税の凍結</p> <p>12. 寄附金の損金算入限度額の拡大 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本金等の少ない中小法人の損金算入限度額拡大 大阪・関西万博開催関連の寄附金を指定寄附金として全額損金算入可能とすべき <p>13. 防災対策促進税制（仮称）の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修費の一定割合の法人税額控除や移転時の圧縮記帳制度の適用など 	<p>1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃</p> <p>2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税負担水準を60%まで引き下げ 少なくとも中小法人については、東京都と同様の軽減措置（非住宅用地（200㎡まで）に対する2割軽減措置）の創設 <p>3. 中小法人に対する事業所税の軽減</p>

平成31年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

わが国経済は、好調な海外経済やインバウンド消費に牽引され、輸出や設備投資が堅調に推移しており、緩やかな拡大を維持している。しかし、米中貿易摩擦など世界経済の下振れリスクが顕在化している上、中堅・中小・小規模企業（以下、中小企業等）は深刻な人手不足や事業承継問題に直面し、事業の維持・拡大の足かせとなっている。

こうした中、政府の目指す経済の好循環の実現には、IT化をはじめとする設備投資など企業の前向きな取り組みや、円滑な事業承継など、地域の成長の核となる中小企業等の事業基盤の強化を後押しすることが不可欠である。また、中長期的にも中小企業等の人手不足が見込まれる中、人手不足対策の決め手は「生産性の向上」にあり、中小企業向け設備投資減税の拡充や省人化投資促進税制の創設など、税制面からも中小企業等の生産性向上を支援することが肝要である。

さらに、2019年10月の消費税率10%への引き上げを控え、価格転嫁対策や軽減税率導入に向けた対応支援に万全を期されたい。

かかる観点から政府・与党は、平成31年度税制改正において、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

（★印…新規要望項目）

I. わが国経済の成長基盤の強化

低迷するわが国の潜在成長率を引き上げるためには、社会・経済両面の生産性向上に資するキャッシュレス化への取り組みを進めるとともに、前向きな設備投資や研究開発などを通じ、中小企業等の生産性や付加価値向上を図ることが肝要。そこで設備投資減税や研究開発税制の延長、拡充、キャッシュレス化対応支援などを図るべき。

1. 中小企業の生産性向上支援**(1) 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充**

中小企業向け設備投資減税（「中小企業投資促進税制」、「商業・サービス業等活性化税制」、「中小企業経営強化税制」）（適用期限：平成31年3月31日）を延長・拡充するとともに、手続きを簡素化されたい。

①適用要件の引き下げ・拡大

制度の活用を促進するため、中小企業投資促進税制の最低価格要件（現行：機

械装置160万円以上など)を緩和されたい。あわせて、対象設備に中古機械を追加するとともに、中小企業が人材確保のために実施する働き方改革に資する建物改修などについても対象とされたい。

②上乗せ措置の拡大

新製品・サービスの開発や新分野への進出など、思い切って挑戦する中小企業を支援するため、上乗せ措置(中小企業経営強化税制)の税額控除率(現行:10%(資本金3000万円以下の法人)もしくは7%(資本金3000万円超1億円以下の法人))を引き上げられたい。

③制度の周知徹底 ★

中小企業では、人手不足の中、制度に関する情報を収集する余裕がない場合もあり、設備投資減税に関する情報の周知を徹底されたい。

(2) キャッシュレス化促進税制(仮称)の創設 ★

キャッシュレス化は、消費者の利便性の向上に加え、事業者の現金取り扱いコストも削減するなど、経済・社会両面の生産性向上に寄与する取り組みである。また、訪日外国人の増加によるインバウンド需要を取り込むためにも、QRコード決済など、キャッシュレス化対応端末を新たに導入した企業、店舗に対し、その決済額に応じて法人税の税額控除を認め、わが国のキャッシュレス化を促進されたい。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は設備投資コストの上乗せとなる上、課税根拠である応益性も希薄である。また、償却資産は事業所得を生み出す費用としての性格を有するほか、国際的にも稀であり、廃止されたい。少なくとも、事務負担軽減のため、中小企業者等が少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産に係る固定資産税の免除や、評価額の最低限度額(現行:取得価額の5%)の撤廃など、法人税(減価償却制度)との統一を図られたい。

2. わが国の成長を支える研究開発の促進

(1) 研究開発税制(中小企業者等は中小企業技術基盤強化税制)の延長・拡充

研究開発税制(適用期限:平成31年3月31日)は制度を簡素化した上で、延長・拡充されたい。

①制度・手続きの簡素化

研究開発税制は制度が複雑であり、また人手が不足する中小企業にとって使い勝手が悪いことから、制度を簡素化されたい。

また、オープンイノベーション型は、研究委託先に専門家による監査が義務付けられており、委託先に多大な事務負担を強いている。本制度の活用を促進するため、監査手続きを簡素化されたい。

②繰越控除の無期限化・税額控除限度額の撤廃

損益分岐点が高く、所得の変動が大きい中小企業が、経営環境悪化時にも継続して研究開発に挑戦できるよう、繰越控除制度を復活させた上で無期限化されたい。また、わが国の研究開発促進のため、諸外国とのイコールフットィングの観点から、税額控除限度額（現行：最大で法人税額の40%）を撤廃されたい。

③「専ら」要件について

中小企業では、人手不足の中、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼任しており、「専ら」要件の従事期間（現行：概ね1か月以上、実働20日以上）を緩和されたい。少なくとも、中小企業が兼任者を計上しやすいよう、兼任者について「専ら」要件を満たす事例を充実の上、周知されたい。

④デザイン考案に係る費用の対象化 ★

研究開発税制はあくまで「技術」の開発を対象としているが、企業はその先にある製・商品化までも考慮の上、研究開発を行っている。については、製・商品化に不可欠なデザイン考案に係る費用も対象とされたい。

(2) 日本版パテントボックス税制の創設

日本での知的財産権の所有や高度化を推進するとともに、研究開発機能の海外流出を抑制し、国内立地を促進することが肝要である。そのため、英国など欧州諸国と同様、自社開発特許に関わる使用料収入や譲渡益をはじめ、国内で生産する当該特許を組み込んだ製品から生じる収益に対し軽減税率を適用されたい。また、他企業からの知的財産権の取得費についても税額控除または特別償却を認められたい。

II. 事業承継や人手不足への対応など、企業の事業基盤の強化

中小企業が事業承継に失敗するとバリューチェーンが寸断され、わが国が強みとしてきたモノづくりに多大な影響を及ぼすとともに、地域経済に与える影響も大きい。さらには、中小企業における深刻な人手不足は事業拡大のボトルネックとなっており、事業承継や人手不足への対応強化が重要。

1. 中小企業の円滑な事業引き継ぎ支援

(1) 事業承継税制の特例措置の周知・改善

事業承継税制の特例措置（以下、新事業承継税制）の利用を促すため、下記の諸点につき、その実現を図られたい。

①新事業承継税制の周知徹底 ★

新事業承継税制を利用するには、2023年3月31日までに特例承継計画を提出する必要があり、周知徹底を図りたい。

※大阪商工会議所の調査では、新事業承継税制の内容を（あまり）知らない企業が3割台半ば（35.1%）に上る。

②事業承継5年経過後の相続税の納税免除

事業承継円滑化のため、事業承継5年経過後の相続税の納税免除を図りたい。

③新事業承継税制への切り替え ★

既に贈与税の納税猶予の認定を受けている中で、相続が発生した場合、新事業承継税制への切り替えを認められたい。

④納税猶予対象株式の拡大

納税猶予額の算定において外国会社株式は除外されるが、中小企業の海外進出を阻害しないよう、外国会社株式も計算対象に含められたい。

また、事業承継の選択肢を増やし、計画的な事業承継を促進するため、信託を活用した株式を新事業承継税制の対象とされたい。

⑤提出書類の簡素化 ★

都道府県・税務署への提出書類は煩雑であり、簡素化されたい。

（2）株式集約化に向けた税制措置の拡充 ★

株式の分散は経営の安定性を損ね、事業承継を困難にする。株式集約化に向け、同族株主に対し、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるほか、同族株主判定の範囲（現行：6親等内の血族、3親等内の姻族）を縮小されたい。

（3）M&A促進措置の拡充と「みなし大企業」への中小税制の適用拡大 ★

後継者不在の中小企業も多く、M&Aなどによる第三者への譲渡が企業存続の重要な選択肢となっている。現経営者による第三者譲渡を促し、後継者不在による中小企業の廃業を回避するため、現経営者に対するインセンティブ措置として、株式・事業の譲渡益に係る税負担の軽減や、買収企業に対し、のれん代（現行：5年間均等償却）の特別償却を認められたい。

また、同一の大企業の出資比率が2分の1以上の中小企業や、複数の大企業の出資比率が3分の2以上の中小企業（みなし大企業）でも、中小企業関連税制を適用可能とされたい。

（4）個人事業主の事業承継支援措置の創設 ★

青色申告を提出するなど、個人資産と事業用資産を区分している個人事業主が後継者へ事業用資産を承継させる際、事業用資産に係る贈与税、相続税の軽減措置を

講じられたい。

(5) 第二創業の促進 ★

事業承継やM&Aなどの事業引継ぎをきっかけとして経営革新や事業転換に取り組む、いわゆる「第二創業」を促進するため、創業後5年間の社会保険料の事業主負担分の軽減や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間（現行：10年）の無期限化を図られたい。

(6) 企業再編の促進

①特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化

資産の有効活用や企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等に買い換えた場合の圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行：首都圏70%、首都圏以外の3大都市圏75%、その他80%（適用期限：平成32年3月31日））に引き上げるとともに、中小法人については買い換え対象となる土地の要件（現行：面積300㎡以上）を緩和・撤廃するなど、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。また、東京をはじめ首都圏への一極集中が進む中、少なくとも譲渡資産売却益の75%となっている首都圏以外の3大都市圏の圧縮限度額は80%まで引き上げられたい。

②適格合併の適用要件緩和

事業承継に伴う企業再編を促進するため、適格合併の適用要件を緩和し、欠損金の引き継ぎ対象企業を拡大されたい。

2. 人手不足への対応強化

(1) 中小企業の省人化投資促進税制（仮称）の創設

I o T ・ A I ・ ロボット ・ R P A（Robotic Process Automation）といった先端技術の導入や、間接業務におけるI T化、キャッシュレス化に伴う金流・商流を一元化するシステムの構築、会計システムの導入など、中小企業の省人化投資に対する法人税の軽減措置（特別償却又は税額控除措置）を創設されたい。また、制度創設にあたっては、中小企業が活用しやすいよう、手続きを簡素化するとともに、全業種について少額投資（30万円以上）から適用対象とされたい。

(2) 企業主導型保育所の設置促進措置の延長・拡充

人手不足緩和のためには女性の活躍が重要であり、企業主導型保育所の設置促進措置（固定資産税、都市計画税、事業所税）（適用期限：平成31年3月31日）

を延長されたい。また、中小企業が共同で保育所を設置・運営する場合は支援を拡充されたい。

(3) 納税負担の軽減

人手不足が深刻化する中、企業の納税事務負担を軽減するため、国（e-Tax）と地方（eLTAX）の電子申告・納税手続きのワンストップ化や、スキャナ保存制度の要件緩和（第三者による事後検査（領収書などの証憑原本と電子データとの照合）終了までの証憑原本の保存義務の免除）を図られたい。また、国や地方公共団体の契約書は電子化するなど、電子契約を推進されたい。

Ⅲ. 2019年10月の消費増税への対応

2019年10月の消費税率10%への引き上げを控え、価格転嫁対策をはじめ、軽減税率導入による線引きを巡る混乱回避や中小企業等の事務負担の軽減等を図ることが重要であり、その対応に万全を期されたい。また、駆け込み需要・反動減の平準化対策を講じる際は、中小企業等の円滑な価格転嫁が大前提である。

※大阪商工会議所の調査では、軽減税率の「対応を実施」、もしくは「検討中」の企業は4社に1社（24.1%）に止まる。

1. 消費税の円滑な価格転嫁

消費税の表示方法は、価格転嫁が容易になるよう、外税表示を恒久化（現行：原則は内税表示。但し消費税転嫁対策特別措置法により、2021年3月まで外税表示可能）されたい。

また、消費税転嫁対策特別措置法などを通じ、中小企業等の万全の価格転嫁対策を講じられたい。

※大阪商工会議所の調査では、「外税・内税表示の選択制とすべき」の企業が4割台半ば（45.5%）を占める。

2. 軽減税率・インボイス制度の見直し

消費税の軽減税率導入は、大幅な税収減を招くなど持続可能な社会保障制度の構築を危うくする恐れがある。また、税率の線引きを巡るトラブルや中小企業等の事務負担の増大など問題も多く、事業者・消費者双方に対する政府一丸となった大々的な広報と制度の周知など、支援を強化されたい。

また、インボイス制度は中小企業等の事務負担軽減の観点から、見直しを図られたい。

3. 二重課税の見直し

消費税は、個別消費税などと二重課税になっており、特定の取引に対して過度な負担を強いており、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）をはじめ、印紙税、自動車取得税などとの二重課税を解消されたい。とりわけ、電子商取引では課税されない印紙税は、極めて不公平な制度であり、早急に廃止するとともに、政府が目指すデジタル・ガバメントの実現に向け、官公需に係る契約書は電子化するなど、政府を挙げて電子契約を推進されたい。

4. 不動産流通課税の見直し

消費税との多重課税で、取得時の大きな負担となっている不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料程度への引き下げを図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。少なくとも、土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置（1.5%（本則2.0%）、適用期限：平成31年3月31日）は延長されたい。

IV. 地域の成長の核となる中小企業等の活力増進

地域経済の活性化を図るためには、地域に富と雇用を生み出し、地域の成長の核となる中小企業等の活力増進が不可欠である。そのため、下記の諸点に取り組まされたい。

1. 中小企業者等の法人税率の特例の延長

中小企業の賃上げや設備投資など前向きな活動を支援するため、中小企業者等の法人税率の特例（15.0%（本則19.0%）、適用期限：平成31年3月31日）は延長されたい。

2. 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長

事業協同組合の取引活動の健全化及び中小企業の事業基盤の安定化を図るため、貸倒引当金の繰入限度額割増率（10%）の特例措置（適用期限：平成31年3月31日）は延長されたい。

3. 中小法人（資本金1億円以下）の定義拡大

中小企業の活力増進と中小企業政策との整合性を図るため、税法上の中小法人についても、中小企業基本法の基準に合わせて、「資本金3億円以下」（現行：資本金1億円以下）まで拡大されたい。

4. 中堅企業の成長促進

(1) 地域未来投資促進税制の延長・拡充

地域未来牽引企業の事業創出を税制面から支援するため、地域未来投資促進税

制（適用期限：平成31年3月31日）は延長・拡充されたい。

（2）中堅企業への中小税制の適用拡大

地域経済を牽引する中堅企業の成長力を強化するため、資本金10億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小企業投資促進税制や中小企業技術基盤強化税制など、成長力強化に資する中小企業向け租税特別措置の適用を認めるとともに、外形標準課税や同族会社の留保金課税の適用対象から除外されたい。

5. 中小法人に対する課税強化反対

地域に富と雇用を生む中小企業の活力を阻害することのないよう、外形標準課税の中小法人への適用拡大など、下記中小企業への課税強化に強く反対する。

- ・外形標準課税の中小法人への適用拡大
- ・繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大
- ・減価償却制度の定率法の廃止（定額法への一本化）
- ・企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小・廃止
- ・同族会社の留保金課税の強化
- ・法人税における地方税の損金不算入

6. 創業・起業支援

（1）法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の拡充

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るには、法人からの投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、法人がベンチャー企業に直接投資した場合にも法人税を軽減する措置を講じられたい。

（2）エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達を円滑化するため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式への投資で得た譲渡益だけでなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、損失繰越控除期間を5年（現行：3年）に延長されたい。

7. 事業所税の廃止

事業所税は、外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっている。また、人口や企業の大都市集中が続き、それに伴って発生する行政需要への

対応が求められた創設時と比べ、現在では大都市の行政課題は大きく変化していることから、事業所税は廃止されたい。少なくとも懸命に地域の雇用を守っている中小法人については直ちに廃止されたい。

8. 空き地・空き店舗利活用促進税制（仮称）の創設

都市の再生や賑わい創出に向け、空き地・空き店舗の商業利用を促進するため、都市部の空き地・空き店舗を商業利用者に売却や賃貸を行った場合に譲渡益課税や固定資産税を軽減するなど、所有者に対する利活用促進措置を講じられたい。

9. 商店街振興組合の基盤強化への支援 ★

商店街振興組合が実施する環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な性格を帯びた取り組みであり、商店街振興組合の主体性を尊重しつつも、行政によるバックアップは不可欠である。商店街振興組合の基盤強化を支援するため、環境整備事業のための積立金を課税対象外とされたい。

10. 海外展開支援

(1) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し

世界各国で税率引き下げが進展しており、制度の適用免除となる租税負担割合（現行：税率20%以上）を引き下げるなど、企業の事務負担軽減を図られたい。

また、米国で連邦法人税率が引き下げられたことを踏まえ、ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準（現行：税率30%以上）についても、少なくとも20%前半まで引き下げられたい。

(2) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充

海外子会社利益の国内還流を促進するため、海外子会社からの配当について、全額益金不算入（現行：95%）とされたい。

(3) 海外展開損失準備金制度（仮称）の創設

中小企業等の海外展開を支援するため、カントリーリスクや事業撤退など海外進出に伴う損失への備えとして積み立てた準備金を損金算入できる制度を創設されたい。

11. 地球温暖化対策税の凍結

エネルギーコストが中小企業の経営を圧迫しており、地球温暖化対策税（原油・

石油製品 760円/k l、ガス状炭化水素 780円/t、石炭 670円/t) を凍結されたい。ましてや、地球温暖化対策を名目とした、新たな炭素税の導入に強く反対する。

1.2. 寄附金の損金算入限度額の拡大 ★

資本金等の少ない中小法人では損金算入限度額が低く、地域貢献を促進するため、現行の損金算入限度額に加え、定額の損金算入枠を設けるなど、損金算入限度額を拡大されたい。

また、大阪・関西万博開催が決定した場合、万博開催関連の寄附金は公益性及び緊急性が高いことから、指定寄附金として全額損金算入可能とされたい。

1.3. 防災対策促進税制（仮称）の創設

大規模な自然災害が多発する中、企業の自発的な防災・減災対策を支援することが重要である。そのため、地震や津波、豪雨などに備え企業が実施する事業所・工場などの改修や移転に伴う負担を軽減する、防災対策促進税制（仮称）を創設されたい。具体的には、改修費の一定割合の法人税額控除や移転時の圧縮記帳制度の適用、耐震改修などに伴う資産価値の増加分に係る固定資産税・都市計画税の減免を認められたい。

V. 大阪府・大阪市への要望

近年、企業の本社機能の流出など大阪から企業やヒトの流出が続き、地域の経済基盤が弱まっている。大阪に立地することが企業の競争上、不利にならないよう、地方税制の改善を図られたい。

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、また大阪市では法人住民税に対してそれぞれ超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっている。そもそも、地方において法人所得課税を課している国は稀であり、わが国の法人実効税率が高い一因となっている。各国が法人税率の引き下げを行う中、当地に立地する企業が競争上不利にならないよう、法人事業税および法人住民税の超過課税を撤廃されたい。

2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪市の固定資産税負担は重く、企業に多大な立地コストを強いている。産業競争力強化のため、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。少なくとも中小

法人については、東京都と同様の軽減措置（非住宅用地（200㎡まで）に対する2割軽減措置）を創設されたい。

3. 中小法人に対する事業所税の軽減

大阪市内で事業や雇用の継続を図ろうと懸命に経営努力を続ける中小法人を支援するため、事業所税を軽減されたい。

要望項目数：全48項目、うち新規要望項目（★印）：12項目

【昨年度】要望項目数：全42項目

以 上